

1 [設問1]

2 1. 甲社の主張

3 (1) 間接取引 (会社法(以下略) 356条1項3号, 365条1項)

4 P. Aが乙社に対して負う債務は、「取締役の債務」に当る。乙は
5 「株式会社」である甲社が、連帯保証により、これを「保証」する
6 に至っていた場合である。そうすると、Aが甲社に行わせるように
7 いたる取引は間接取引に該当する。

8 (2) 当該間接取引においては、重要な事実を開示し、取締役会
9 での承諾を得なければ無効に成立しない (356条1項柱書, 365条
10 1項)。もっとも、本件においては、Aは甲社の取締役会での承認
11 を経ていない。

12 したがって、この効力は無効である。

13 (2) 多額の借財 (362条4項2号)

14 甲社は、Aが乙社に対して負う債務は5000万円であり、甲社
15 の資産規模からしても、これを保証することは「多額の借財」に当る
16 ため、乙は、同決定を行うためには、取締役会での決議を要する
17 (362条4項柱書) ところ、本件ではこれが行われていない。

18 したがって、本件連帯保証契約は効力を有しない。

19 2. 主張の可否

20 (1) 本件では、前述で述べたように、重要な事実の開示や承認
21 を経ていない以上、無効のようにも思える。もっとも、これ5の瑕疵
22 は会社の内部手続によるものであり、外部の相手方に対しては、取
23 引の安全を保護する必要がある。

第

問

下. さらに、取引の相手方である乙社が、間接取引であること及び甲社に承認を得ないことにつき、悪意・有過失である場合は、相手方を保護する必要はなく、無効と解する。

1. 本件では、乙社は、BがAに対し甲社の保証をつけた取引に類する以上、間接取引に当たることについては、悪意であった。一方、Bは本件確認書の交付を受け、Aの言う社内規程を信じ、このため、Bは甲社では承認が得られていたものと思込んでおり、承認を得ないことについて悪意であったとはいえない。7. これは、承認を得ないことを知らなかつたことにつき、過失があったといえるか。

本件では、Bは、自身の子会社である会社の経営者がAの取締役会の議事録の写しを求めれば、Aの機嫌を損ねてしまうと考え、本件確認書の交付を得た以上、追及はしなかった。これ、Aの行為は井外的に、承認を得ないことを疑わせたような事情は、特に存在しない。そのうえで、Bには、これにつき調査義務があったとはいえず、過失はないといえるべきである。

エ. したがって、過失も認められず、取引は有効であった。

以上より、間接取引により無効とする主張は認められない。

(2) 次に、甲社の総資産額は10億円であり、甲社が保証する5000万円は、この5%に相当する。個人のために金銭を保証する場合は、当該割合を占める金額については、確かに「父親の借財」に相当する。

下. さらに、本件においては、決定につき取締役決議を経ているが、

前述と同様に相手方の保護も受ける。そこで、民法93条1項に記述書を類推適用するに足り、相手方が「取替」の借財であることを及び取締役会決議を経ていることを知り、又は知り得べかりしときは、無効であると解する。

イ. 本件では、Bは甲社の規模について把握していた以上、「取替」の借財に当るべきことについては、悪意であった。もっとも、前述のように、BはAの発言を信じており、取締役会決議を経ていることについては、悪意ではない。

ウ. それでは、過失があったといえるか。この点については、前述と同様に、BはAに対して、本件確認書以上の内容を聞き出すのが難しい立場にあった。そうすると、本件確認書における内容として、取締役会決議があったと信じるのも相当であるといえる。

したがって、過失は認められない。

以上より、甲社による「取替」の借財の主張も認められない。

[設問2]

1. Cの主張

本件株式の株主名簿上の株主はAである。しかし、金銭の払い込みを済ませたのは自身(Cであり、また、発行に必要は諸手続は全てCが行っている。そのため、Cが実質的に株主としての地位を有すると主張する。

2. 主張の当否

(1) 株主名簿とは、誰が株主であるかを決定するために画一的な処理を行うために用いられるものである。そうにとれば、画一的

1 処理が必ずしも求められたい場合においては、誰が最も株主
2 として振る舞うかという観点から、株主を決めることも認められる
3 というべきである。その判断の際には、①株式発行の経緯、②株
4 主み前の態様、③発行後の態様を踏まえ判断する。

5
6 (2) 本件では①Aが甲社の代表取締役になつたために、Cが便宜
7 を図って、本件株式を発行していた。そのため、株式発行の際の
8 意思は専らCの意思によるものであった。

9 (3) 上記②株主み前までの手続においては、Cの指示に基づい
10 て行われていた。Aの記名・押印もA自身が行っていたものではな
11 く、同指示に基づき総務部が行っていた。また、払込金額の
12 2000万円については、全てCの貯金からまかされていた。

13 (4) ③発行後において、本件株式に係る剰余金の配当は、C
14 名義の銀行に振り込まれていた。そして、Cは自身の所得として
15 確定申告もしていた。

16 (5) 以上を踏まえれば、株式名簿の登録名義は形式的なもの
17 にとどまらず、実質的に株主として振る舞っていたのは、Cであった
18 といえる。

19 したがって、Cの主張は妥当である。

20 [設問3]

21 1. Aの主張

22 Aは本件決議の取消しの訴え(831条1項)を提起する。本件
23 株主総会が開催されたのは令和2年6月であり、令和2年7月
時点では「三箇月」を経過していない。そして、Aは甲社の株式

を10万株有しており、株主でもある。そして、以下のようになり (1) 代理人のGが議決権を行使できなかった^{こと}が「決議の方法」に取消事由(同項1号)があり、(2) Fが内規に反して議決権を行使した^{こと}についても「決議の方法」に瑕疵があると、Aは主張することができる。

2. 主張の可否

(1) Gが議決権の行使をできなかったこと

ア. まず、甲社の定款は、代理人として議決権を行使できるのは、株主に限るとしているが、これは310条1項に反しないか。

イ. 310条1項は、代理人による議決権行使を認めているが、株主にまで限定できるとは規定していない。もっとも、同条の趣旨は、株主の議決権行使の機会の確保と、株主総会が正式な代理人ではない者に^預託されることを防ぐことにあり、そうにとれば、合理的な制限として、株主である代理人に限るという定款の内容も認められるといえる。

エ. 本件では、甲社は、株主である者がA、C、D、丙社の4名しかおらず、比較的閉鎖的な会社であるといえる。したがって、これら4名以外の者に議決権行使をされることを防ぐためには、代理人においても株主という限定を付す必要がある。

エ. したがって、合理的な制限として、甲社の定款は310条1項には反しない。

ホ. それでは、当該定款については、株主でないGに対しても及ぶか。及び場合は、Gが議決権行使をできなかったことは否

はちのてしやむを得ないといえる。

カ. ここで、定款の効力の範囲については、前項の310条1項の趣旨から考える。すなわち、株主総会を攪乱するおそれがある場合においては、本件定款の効力により、議決権行使は認められなければならないといえる。

キ. 本件では、Gは法律について高度は専門的知識を有する弁護士である。また、DはA及びCの両方にも肩入れをしないために、任一方なく代理人を選任するに至っている。そのために、Gには株主総会を攪乱するおそれはないといえる。

ク. したがって、定款の効力は、Gには及ぼさない。

クニ. Gに議決権行使を認められたことは、831条1項1号の取消事由に当る。

クニ. Gが有する議決権は20万株であり、全体の40%も占めるため、「決議に影響を及ぼさない」とはいえず、裁量条27(831条2項)は認められない。

(2) Fが議決権を行使した

クニ. 本件では、両社内の内規により、Fには議決権の行使が争いの制限されていた。しかし、これにつきCは知らなかったため、当該制限については、「善意の第三者」であったCに対抗するのはできない(349条5項)。

したがって、Fの議決権行使は有効 ^{である状況下にあった。} ~~対抗し得ない。~~

イ. 本件では、両社の株式について、Aによる投票とFによる投票のどちらを優先すべきであったといえるか。

第 問

ウ. 上記乙社の内規による制限は、對抗できない結果、議決権行使を実際にしし者が、新しい株主としての意思を表明しし者として、当該権利行使者を優先すべきと解される。

エ. 本件の場合、Fが実際に権利の行使をしており、FがAよりも優先されるといえる。

もっとも、Fは、Eが委任状を提出し（これを知らず）はがし、株主総会に出席し、議決権の行使を独断で行っていた。それによつて、Fの行為は、両社の株主としての意思を表明していたとはいえず、一種の無権代理行為（民法113条1項）にほかならぬ。

したがって、この場合Fによる権利行使は、実際に権利行使をしたとしても、信義則上認められないといふべきである。

オ. ゆえに、Fが議決権を行使したことは、831条1項1号の取消事由に当らぬ。

カ. それに、Fが行使した議決権は（0万株にあり）、全体の20%にも当らぬため、「決議に影響を及ぼさない」ともいえず、裁量棄却も認められない。

(3) 上記Aの主張については、Aは関係ない第三者についての瑕疵であるが、831条1項は、^益其権の行使として、会社の健全性を図るための制度であるから、第三者への瑕疵についても主張することはできない。

よって、Aの上記主張はいずれも不当である。 以上